

平成 29 年 10 月 25 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

全国健康保険協会運営委員会
委員長 田中 滋 様

全国健康保険協会佐賀支部評議会
議長 丸谷 浩介
評議員 江島 秋人
評議員 富永 洋一
評議員 中島 啓子
評議員 八谷 浩司
評議員 原 憲一
評議員 御厨 誠
評議員 吉富 純孝
評議員 吉村 正
(五十音順)

平成 30 年度保険料率に係る佐賀支部評議会意見の提出について

このたび 10 月 4 日の佐賀支部評議会において、協会けんぽの収支見通しの説明を受け、平成 30 年度の保険料率についての議論を行いました。

議論の結果、平均保険料率の引き下げを要望するという結論に至り、平均保険料率が決定する前に評議会意見を集約いたしました。

つきましては、今後の平均保険料率に関する議論の参考としていただきたく、平成 30 年度の保険料率の変更に際し佐賀支部評議会意見を提出いたします。

平成 30 年度 保険料率の変更に関する意見（佐賀支部評議会）

全国健康保険協会は平成 20 年の設立以来、被用者保険のセーフティネットとして重要な機能を果たしてきた。平成 30 年度に予定されている医療制度の抜本的改革以降も、被保険者と被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与し続けなければならない（健康保険法第 1 条）。

協会発足後の財政状況は決して平坦ではなく、被保険者を取り巻く雇用労働情勢の変化、高齢化の進展に伴う医療費負担構造の変化、疾病構造や医療技術の変化に対応するため、保険料率の引き上げをはじめとして様々な対応策をとってきた。

ところで、平成 30 年度保険料率変更にあたっての試算では、平成 29 年度の平均保険料率を維持した場合、いずれのケースにおいても平成 30 年度の法定準備金は水準以上が積み上がることになった。確かに、医療をめぐる環境は不透明であるから、一定以上の準備金を確保して 10 年後を見据えた財政運営を検討することは一定程度首肯できる。しかし、健康保険法では単年度収支原則を採用し、財政見通しも 5 年を目途としていることから、法定準備金の意義を改めて問い直す時期にあるといえることができる。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ当佐賀支部評議会では、平成 30 年度に係る保険料率について次の通り意見を提出するものである。

記

1. 全国健康保険協会の保険料率財政均衡期間につき、健康保険法を遵守して、収支見通し期間を 5 年とした単年度収支を原則とすること。
2. 平成 30 年度保険料率につき、平均保険料率を 9.7% とすること。
3. 平成 30 年度には医療制度が大きく変更されることから、激変緩和措置の設定については慎重に審議を行うこと
4. 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第 7 条の 21 第 1 項）趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すること。

以上